

行政組織の改編に伴う所管課の変更に係る関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成26年3月12日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第3号

行政組織の改編に伴う所管課の変更に係る関係規則の整理に関する規則

(瀬戸市指定管理者選定委員会運営規則の一部改正)

第1条 瀬戸市指定管理者選定委員会運営規則(平成25年瀬戸市規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 委員会の庶務は、行政経営部行政課において処理する。	(庶務) 第9条 委員会の庶務は、行政経営部契約財産課において処理する。

(瀬戸市公有財産事務取扱規則の一部改正)

第2条 瀬戸市公有財産事務取扱規則(昭和42年瀬戸市規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公有財産の所管) 第3条 <省略> 2 普通財産は、市長が特に所管すべき各課等の長を指定したものを除き、 <u>行政課長</u> に所管させる。	(公有財産の所管) 第3条 <省略> 2 普通財産は、市長が特に所管すべき各課等の長を指定したものを除き、 <u>契約財産課長</u> に所管させる。

(事務の総括)

第4条 行政課長は、公有財産に関する事務を総括しなければならない。

2 <省略>

3 行政課長は、必要があるときは随時市の職員（以下「職員」という。）を派遣して、公有財産に関する事務の状況及び公有財産の現状について実地調査をすることができる。

4 行政課長は、前項の調査の結果必要があると認めるときは、市長の決裁を経て、各課等の長に対し、公有財産の管理及び処分について必要な措置を講ずるよう指示することができる。

(職員の居住の禁止)

第6条 公有財産の建物（市営住宅を除く。）には、職員その他の者を居住させることはできない。ただし、公有財産の管理又は取扱いについて、特に管理人を居住させる必要がある場合は、次に掲げる事項を具して、行政課長を経て、市長の決裁を受けなければならない。

(1)から(6)まで <省略>

2 各課等の長は、前項の規定による管理人の居住を廃止した場合は、その理由を行政課長を経て、市長に報告しなければならない。

(公有財産台帳)

第7条 <省略>

2及び3 <省略>

4 各課等の長は、台帳及び関係図の記載事項に変動があったときは、直ちにその旨を行政課長に報告しなければならない。

5 行政課長は、他の各課等の長に属する公有財産について、台帳及び関係図の写しを備え、その状況を総括整理しておかなければならない。

6及び7 <省略>

(事務の総括)

第4条 契約財産課長は、公有財産に関する事務を総括しなければならない。

2 <省略>

3 契約財産課長は、必要があるときは随時市の職員（以下「職員」という。）を派遣して、公有財産に関する事務の状況及び公有財産の現状について実地調査をすることができる。

4 契約財産課長は、前項の調査の結果必要があると認めるときは、市長の決裁を経て、各課等の長に対し、公有財産の管理及び処分について必要な措置を講ずるよう指示することができる。

(職員の居住の禁止)

第6条 公有財産の建物（市営住宅を除く。）には、職員その他の者を居住させることはできない。ただし、公有財産の管理又は取扱いについて、特に管理人を居住させる必要がある場合は、次に掲げる事項を具して、契約財産課長を経て、市長の決裁を受けなければならない。

(1)から(6)まで <省略>

2 各課等の長は、前項の規定による管理人の居住を廃止した場合は、その理由を契約財産課長を経て、市長に報告しなければならない。

(公有財産台帳)

第7条 <省略>

2及び3 <省略>

4 各課等の長は、台帳及び関係図の記載事項に変動があったときは、直ちにその旨を契約財産課長に報告しなければならない。

5 契約財産課長は、他の各課等の長に属する公有財産について、台帳及び関係図の写しを備え、その状況を総括整理しておかなければならない。

6及び7 <省略>

<p>(定期報告)</p> <p>第8条 各課等の長は、毎年3月31日に所管の公有財産について公有財産定期報告書を作成し、5月20日までに<u>行政課長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>(定期報告)</p> <p>第8条 各課等の長は、毎年3月31日に所管の公有財産について公有財産定期報告書を作成し、5月20日までに<u>契約財産課長</u>に提出しなければならない。</p>
<p>(損害の報告)</p> <p>第9条 各課等の長は、災害その他の事故により公有財産が滅失し、又は損傷したときは、直ちに次に掲げる事項を記載した書類により、市長に報告するとともに、その写しを<u>行政課長</u>に送付しなければならない。</p>	<p>(損害の報告)</p> <p>第9条 各課等の長は、災害その他の事故により公有財産が滅失し、又は損傷したときは、直ちに次に掲げる事項を記載した書類により、市長に報告するとともに、その写しを<u>契約財産課長</u>に送付しなければならない。</p>
<p>(1)から(5)まで <省略></p>	<p>(1)から(5)まで <省略></p>
<p>(所管換え)</p> <p>第10条 各課等の長は、公有財産の所管換えを受けようとするとき（行政財産の用途廃止により所管換えを受けるときを除く。）は、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、<u>行政課長</u>及び当該公有財産の所管する各課等の長に合議し、市長の決裁を受けなければならない。</p>	<p>(所管換え)</p> <p>第10条 各課等の長は、公有財産の所管換えを受けようとするとき（行政財産の用途廃止により所管換えを受けるときを除く。）は、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、<u>契約財産課長</u>及び当該公有財産の所管する各課等の長に合議し、市長の決裁を受けなければならない。</p>
<p>(1)から(6)まで <省略></p>	<p>(1)から(6)まで <省略></p>
<p>2 <省略></p> <p>(行政財産の用途の変更又は廃止)</p>	<p>2 <省略></p> <p>(行政財産の用途の変更又は廃止)</p>
<p>第12条 各課等の長は、行政財産の用途を変更し（所管換えをする場合を除く。）、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて<u>行政課長</u>に合議し、市長の決裁を受けなければならない。</p>	<p>第12条 各課等の長は、行政財産の用途を変更し（所管換えをする場合を除く。）、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて<u>契約財産課長</u>に合議し、市長の決裁を受けなければならない。</p>
<p>(1)から(4)まで <省略></p>	<p>(1)から(4)まで <省略></p>
<p>2 各課等の長は、行政財産の用途を廃止したときは、当該用途の廃止により生じた普通財産を行政財産用途廃止引継書により<u>行政課長</u>に引き継ぐことができる。</p>	<p>2 各課等の長は、行政財産の用途を廃止したときは、当該用途の廃止により生じた普通財産を行政財産用途廃止引継書により<u>契約財産課長</u>に引き継ぐことができる。</p>
<p>3 <省略></p>	<p>3 <省略></p>

<p>4 行政財産の用途の廃止により生じた普通財産を<u>行政課長</u>に引き継いだ各課等の長は、<u>行政課長</u>から指示のあるまでは、当該普通財産の保全に関する事務を行わなければならない。</p> <p>(行政財産の使用許可の手続)</p>	<p>4 行政財産の用途の廃止により生じた普通財産を<u>契約財産課長</u>に引き継いだ各課等の長は、<u>契約財産課長</u>から指示のあるまでは、当該普通財産の保全に関する事務を行わなければならない。</p> <p>(行政財産の使用許可の手続)</p>
<p>第14条 <省略></p>	<p>第14条 <省略></p>
<p>2 各課等の長は、前項の規定により行政財産使用許可申請書の提出があつたときは、速やかに<u>行政課長</u>の合議を経て、市長の決裁を受けて申請者に通知しなければならない。</p>	<p>2 各課等の長は、前項の規定により行政財産使用許可申請書の提出があつたときは、速やかに<u>契約財産課長</u>の合議を経て、市長の決裁を受けて申請者に通知しなければならない。</p>
<p>3 前項の規定にかかわらず、市長が別に定めるものについては、速やかに<u>行政課長</u>の合議を経て、各課等の長に専決させることができる。</p>	<p>3 前項の規定にかかわらず、市長が別に定めるものについては、速やかに<u>契約財産課長</u>の合議を経て、各課等の長に専決させることができる。</p>
<p>4 <省略></p> <p>(普通財産の貸付手続)</p>	<p>4 <省略></p> <p>(普通財産の貸付手続)</p>
<p>第20条 各課等の長は、所管の普通財産を貸し付けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、<u>行政課長</u>に合議し、市長の決裁を受けなければならない。</p>	<p>第20条 各課等の長は、所管の普通財産を貸し付けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、<u>契約財産課長</u>に合議し、市長の決裁を受けなければならない。</p>
<p>(1)から(7)まで <省略></p>	<p>(1)から(7)まで <省略></p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、市長が別に定めるものについては、<u>行政課長</u>に合議し、各課等の長に専決させることができる。</p> <p>(買入手続)</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、市長が別に定めるものについては、<u>契約財産課長</u>に合議し、各課等の長に専決させることができる。</p> <p>(買入手続)</p>
<p>第26条 各課等の長は、公有財産となる財産の買入れを必要とするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、<u>行政課長</u>に合議し、市長の決裁を受けなければならない。</p>	<p>第26条 各課等の長は、公有財産となる財産の買入れを必要とするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、<u>契約財産課長</u>に合議し、市長の決裁を受けなければならない。</p>
<p>(1)から(9)まで <省略></p>	<p>(1)から(9)まで <省略></p>
<p>(寄附受納の手続)</p>	<p>(寄附受納の手続)</p>
<p>第27条 各課等の長は、公有財産となる財産の寄附の受入れを必要とするときは、次に掲げる事項を記載した書類に寄附申込書を添えて、<u>行政</u></p>	<p>第27条 各課等の長は、公有財産となる財産の寄附の受入れを必要とするときは、次に掲げる事項を記載した書類に寄附申込書を添えて、<u>契約</u></p>

<p>課長に合議し、市長の決裁を受けなければならない。</p>	<p>財産課長に合議し、市長の決裁を受けなければならない。</p>
<p>(1)から(7)まで <省略> (買入れ及び寄附以外による取得)</p>	<p>(1)から(7)まで <省略> (買入れ及び寄附以外による取得)</p>
<p>第28条 各課等の長は、買入れ及び寄附以外の方法により公有財産を取得しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、<u>行政課長</u>に合議し、市長の決裁を受けなければならない。</p>	<p>第28条 各課等の長は、買入れ及び寄附以外の方法により公有財産を取得しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、<u>契約財産課長</u>に合議し、市長の決裁を受けなければならない。</p>
<p>(1)から(7)まで <省略> (増改築等の報告)</p>	<p>(1)から(7)まで <省略> (増改築等の報告)</p>
<p>第29条 各課等の長は、法第238条第1項第1号から第3号までに掲げる公有財産（以下「不動産等」という。）の増築、改築、移築（取り壊して他に移築する場合を除く。）、改造等（以下「増改築等」という。）をしたときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、<u>行政課長</u>に報告しなければならない。</p>	<p>第29条 各課等の長は、法第238条第1項第1号から第3号までに掲げる公有財産（以下「不動産等」という。）の増築、改築、移築（取り壊して他に移築する場合を除く。）、改造等（以下「増改築等」という。）をしたときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、<u>契約財産課長</u>に報告しなければならない。</p>
<p>(1)から(6)まで <省略> (普通財産の売払い等)</p>	<p>(1)から(6)まで <省略> (普通財産の売払い等)</p>
<p>第33条 各課等の長は、普通財産の売払い又は譲与を必要とするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、<u>行政課長</u>に合議し、市長の決裁を受けなければならない。</p>	<p>第33条 各課等の長は、普通財産の売払い又は譲与を必要とするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、<u>契約財産課長</u>に合議し、市長の決裁を受けなければならない。</p>
<p>(1)から(9)まで <省略> (普通財産の交換)</p>	<p>(1)から(9)まで <省略> (普通財産の交換)</p>
<p>第34条 各課等の長は、普通財産の交換を必要とするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、関係課長及び<u>行政課長</u>に合議し、市長の決裁を受けなければならない。</p>	<p>第34条 各課等の長は、普通財産の交換を必要とするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、関係課長及び<u>契約財産課長</u>に合議し、市長の決裁を受けなければならない。</p>
<p>(1)から(8)まで <省略></p>	<p>(1)から(8)まで <省略></p>

(瀬戸市生活安全推進協議会規則の一部改正)

第3条 瀬戸市生活安全推進協議会規則（平成10年瀬戸市規則第15

号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 協議会の庶務は、市民生活部 <u>生活安全課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 協議会の庶務は、市民生活部 <u>防災安全課</u> において処理する。

(瀬戸市違法駐車等の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 瀬戸市違法駐車等の防止に関する条例施行規則（平成9年瀬戸市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 協議会の庶務は、市民生活部 <u>生活安全課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 協議会の庶務は、市民生活部 <u>防災安全課</u> において処理する。

(瀬戸市都市公園条例施行規則の一部改正)

第5条 瀬戸市都市公園条例施行規則（昭和39年瀬戸市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保管工作物等一覧簿の様式等) 第10条 <省略> 2 条例第12条の3第2項の規則で定める場所は、瀬戸市役所都市整備部 <u>維持管理課</u> とする。	(保管工作物等一覧簿の様式等) 第10条 <省略> 2 条例第12条の3第2項の規則で定める場所は、瀬戸市役所都市整備部 <u>都市整備課</u> とする。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。